

第11回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会

日時：令和5年10月27日（金）

10時00分から

会場：iプラザ2階ふれあい交流室1

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

（1）いわたまちづくりワークショップの振返りと条例案について

※ 資料は事前送付（条例解説書案、WS報告書）

（2）パブリックコメントの実施について

（3）今後のスケジュールについて

4 閉会

第11回(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会

座席表 令和5年10月27日(金)10:00～ iプラザ

委員長 (静岡大学学長) 日詰 一幸		副委員長 (自治会連合会会長) 深田 研典		司 会
自治会連合会 副会長 大澤 房男			公募委員 飯田 佳一	事 務 局
竜洋住みよいまちづ くり協議会 会長 吉野 博行			公募委員 阿部 俊典	
豊岡中央地域づくり 協議会 会長 青野 博美			NPO法人いきいき・ いわた 理事長 村田 建三	
NPO法人磐田まちづ くりネットワーク 代表理事 三輪 邦子			地区社協等連絡協議会 会長 高田 一良	
長野交流センター センター長 両角 真利		社会福祉協議会 会長 長谷川 トキ		事 務 局

(敬称略)

(1) いわたまちづくりワークショップ
の振り返りと条例案について

メモ

磐田市協働のまちづくり推進条例の改正

磐田市協働のまちづくり推進条例

○協働に関する基本的な考え方を明確にし、広く共有することで、協働のまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与するための条例として平成 21 年4月に施行された。

条例を改正する背景と理由

○平成 27 年度から、地域に交流センターが設置されるとともに、交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会が設立され、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきた。

○人口減少、少子高齢化がさらに進む中で、高齢者世帯の増加、定年後の就労や共働き世帯の増加により、役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難になるなど、時代の変化に対応しきれない地域が増えてきている。

○このような現状に柔軟に対応するためには、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減に繋げ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要がある。

○私たち一人ひとりが、主体的にまちづくりに参加すること、まちづくりに関わる人材の確保と育成が求められている。

条例改正の目的

○市民がまちづくりに関心を持ち、主体的に取り組むことの推進を図る。

○地域づくり協議会を中心としたまちづくりを推進するとともに、人材の確保と育成を図り、地域活動が持続可能なものとしたい。

条例（案）の構成

現 行		改正案	
条 項	項 目	条 項	項 目
	前 文		前 文
第1条	目 的	第1条	目 的
第2条	定 義	第2条	定 義
第3条	基本理念	第3条	基本理念
	—	第4条	市の責務
第4条	市民の役割	第5条	市民の役割
	—	第6条	地域づくり協議会の役割
	—	第7条	自治会の役割
第5条	市民活動団体の役割	第8条	市民活動団体の役割
第6条	事業者の役割	第9条	事業者の役割
第7条	市の役割		—
第8条	市の施策	第10条	市の施策
	—	第11条	人材の確保と育成
第9条	推進委員会の設置	第12条	委員会の設置
第10条	委任	第13条	委任

条例策定検討委員会・庁内検討会

条例策定検討委員会		条例庁内検討会	
第1回	令和2年8月25日	第1回	令和2年3月12日
第2回	令和2年10月28日	第2回	令和2年4月28日
第3回	令和2年12月14日	第3回	令和2年6月2日
第4回	令和3年6月3日	第4回	令和2年7月16日
第5回	令和4年3月25日	第5回	令和2年10月13日
第6回	令和4年7月13日	第6回	令和3年2月10日
第7回	令和4年10月21日	第7回	令和3年8月3日
第8回	令和4年12月22日	第8回	令和4年6月28日
第9回	令和5年3月20日	第9回	令和5年3月14日
第10回	令和5年6月1日		
第11回	令和5年10月27日		
第12回	令和6年1月26日		
第13回	令和6年3月27日		
メンバー		メンバー	
委員長	静岡大学学長	総務課	
副委員長	自治会連合会会長	危機管理課	
委員	自治会連合会副会長	秘書政策課	
委員	竜洋住みよいまちづくり協議会会長	福祉課	
委員	豊岡中央地域づくり協議会会長	高齢者支援課	
委員	市民活動センター長	健康増進課	
委員	NPO 法人代表者	こども未来課	
委員	社会福祉協議会会長	農林水産課	
委員	地区社協連絡協議会会長	道路河川課	
委員	公募	建築住宅課	

委員	公募	都市整備課
委員	交流センター長代表者	環境課
		ごみ対策課
		教育総務課放課後児童支援室
		医事課
		消防本部予防課

事前配布資料

- ・ 条例解説書案
- ・ いわたまちづくりワークショップ報告書

(2) パブリックコメントの実施について

○ 意見募集期間 12月2日～12月31日 (30日間)

○ パブリックコメント初日 条例案説明会

主 催：

磐田市、(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会、磐田市市民活動センター

日 時：

令和5年12月2日(土) 14時00分～15時30分

場 所：

ワークピア磐田 多目的ホール

参加者：

会場収容人数 約200名

広報いわた11月号で市民へお知らせ(別紙参照)

内 容：

条例改正までの流れ

条例案の概要説明(解説書の内容)

登壇者による意見交換(感想)

まとめ

事務連絡

登壇者：

原口 佐知子 氏 ファシリテーター(Musubi代表)

仮)〇〇 〇〇 市民ファシリテーター

仮)〇〇 〇〇 いわたまちづくりワークショップ参加者(〇〇)

仮)〇〇 〇〇 いわたまちづくりワークショップ参加者(〇〇)

仮)〇〇 〇〇 条例策定検討委員(〇〇)

仮)〇〇 〇〇 条例策定検討委員(〇〇)

仮)〇〇 〇〇 条例策定検討委員(市民活動センター長)

広報いわた 11 月号原稿案

市からのお知らせ1ページ

写真

(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例制定に向けて

「自らのまちは、自らの手でつくる」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えのもとに、令和2年度から「(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会」を設置し、「市民自治」によるまちづくりの基本理念を掲げる条例の制定に向けて、これまで委員会を11回開き検討が重ねられましたので、その概要をご紹介します。 自治デザイン課 TEL37-4811

【経過】

地域には交流センターを活動拠点とする地域づくり協議会が設立され、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められています。しかしながら、人口減少や少子高齢化などがさらに進む中で、時代の変化に対応しきれない地域も増えてきました。

このような現状に柔軟に対応するためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加することや、まちづくりに関わる人材の確保や育成が求められています。

【条例改正のポイント】

平成21年度に施行された「磐田市協働のまちづくり推進条例」は、協働に関する基本的な考え方を明確にして、広く共有することで、より良い地域社会の実現を目指した条例でした。

新たな条例は、自主自立の意識が一層進むような名称に変更したうえで、地域づくり協議会や自治会を定義し、それぞれの役割を明文化して、基本理念にはまちづくりに主体的に参加することなどを追加します。

【条例改正に向けての取組み】

中学生以上を対象とした「いわたまちづくりワークショップ」を委員会と市民活動センターが共催し、多世代による対話を通じて、条例改正に対する理解を深めながら、これからの地域活動や市民活動のあり方などについて、多くの意見をいただきました。

QR

市 HP
(条例策定検討委員会)

写真

写真

写真

【条例案の説明会を開催】

ワークショップの参加者や委員会の委員が登壇して条例案を説明します。参加費は無料です。

◆とき：12月2日(土) 午後2時～3時30分

◆ところ：ワークピア磐田多目的ホール

QR

申込(ログフォーム)

広報いわた 11 月号原稿案

市からのお知らせ1ページ

【条例案に対する意見（パブリックコメント）を募集します】

QR

市 HP
(パブコメ)

- ◆閲覧期間：12月2日(土)～12月31日(日)
- ◆閲覧場所：市ホームページ、市役所本庁舎2階自治デザイン課または市政情報コーナー、各支所市政情報コーナー（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- ◆対象：市内に居住、通学、通勤、または市内で活動する方
- ◆提出方法：閲覧期間中に意見書とともに氏名、住所、年齢、電話番号、Eメールアドレス（ある方）をご記入の上、直接または郵送、FAX、Eメールで自治デザイン課（〒438-8650 磐田市国府台 3-1 磐田市役所自治デザイン課行、FAX32-2353、Eメール chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp）へ
- ◆その他：意見書の様式は問いません。提出された意見を考慮し、意見の内容とそれに対する市の考え方を後日公表します。
個々のご意見に対して、個別の回答はしません。趣旨がわかりにくいものについては、公表しない場合があります。
記入いただいた個人情報は、この意見募集の目的の範囲で利用し、その他の目的では使用しません。

【条例改正までのスケジュール】

提出されたご意見を踏まえて、委員会において条例案が再検討され、本年度中には委員会から市へ最終案が提出される予定です。その後は市議会に議案として提出します。

写真

委員会



ワークショップ



(3) 今後のスケジュールについて

(A3カラー 令和5年度 条例改正・小規模多機能自治推進カレンダーより抜粋)

10月10日～ 庁内調整

10月27日 第11回条例策定検討委員会

11月15日 広報いわた11月号配布

12月 2日 パブリックコメント初日 条例案説明会

意見募集期間 12月2日～12月31日

1月26日 第12回条例策定検討委員会

13時30分～ 市役所西庁舎3階303会議室

3月27日 第13回条例策定検討委員会 市へ条例案を提出

10時00分～ 市役所本庁舎4階大会議室

10時30分～ 市役所本庁舎3階市長公室

※委員任期満了

5月 例規審査委員会

6月 市議会定例会

令和5年度 条例改正・小規模多機能自治推進 カレンダー

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
27	28	29	30	31	1	2
令和5年3月20日 第9回策定検討委員会開催 (WS振り返り・今後のスケジュール案)				R5中学生以上全住民アンケート (岩田)		
3 4月	4	5	6	7	8	9 県議会議員選挙
10	11 WS素案作成	12	13	14	15	16
17	18	19 WS素案意見聴取	20	21	22 自治会連合会総会 (なぎの木会館)	23 岩田地域・里ラボ打合せ 青城地域・里ラボ講演会
24	25	26	27	28	29 昭和の日	30
1 5月	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
8	9 5/2 阿部委員、飯田委員、両角委員、三輪委員打合せ	10	11	12	13	14
15	16 5/15 原口ファシリテーター打合せ	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5 6月	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20 一般質問通告期限 6/12 市長レク	21	22 WS参加者募集～6/9 本会議	23 6/14・15 小規模多機能自治オンライン研修会 (NW会議) 本会議	24	25
26	27 本会議	28 6/21 原口ファシリテーター打合せ 本会議	29 6/21 小規模多機能自治オンライン研修会 (NW会議) 委員会	30 委員会	1	2
3 7月	4	5	6	7	8	9 7/1 第1回いわたまづくりワークショップ (共催：委員会・のっぽ) アンケート実施地域懇談会
10	11	12	13	14	15	16
17 海の日	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6 7/19 原口ファシリテーター打合せ 7/22 第2回いわたまづくりワークショップ (共催：委員会・のっぽ) 市民ファシリテーター交流勉強会in墨田 (Musubi・ファシリタティブ)
7 8月	8	9	10	11 山の日	12	13
14	15 8/16 地域活動情報交換会 (市民ファシリテーター養成) 議員懇談会相談 (議会事務局)	16	17 パブコメ、例規相談 (総務課)	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3
4 9月	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18 敬老の日	19 一般質問通告期限 本会議	20 本会議	21 本会議	22 本会議	23	24
25 本会議	26 委員会	27 委員会	28 委員会	29	30	31
9/2 第3回いわたまづくりワークショップ (共催：委員会・のっぽ)				WSを継続開催できる仕組みづくり (市民ファシリテーターの活躍)		
9/23 中学生以上全住民アンケート 講演会 (R6説明)						24 条例素案まとめ 総務課協議

令和5年度 条例改正・小規模多機能自治推進 カレンダー

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
2 10月	3	4	5	6	7	8	
		10/6 広報原稿締切（※広報と交渉中）案は9/6提出済み					
9 スポーツの日	10	11	12	13	14	15	
	10/10 正副市長説明						
16	17	18	19	20	21	22	
10/16 定例政策会議		10/17 委員長・原口ファシリテーター打合せ WS報告、パブコメ前素案、委員会の進め方（10・1・3月）					
23	24	25	26	27	28	29	
		10/27 第11回策定検討委員会開催（パブリックコメント前素案検討）					
30	10/30 地域活動情報交換会（市民ファシリテーター養成）			3	4	5	
	10/30 正副議長説明			文化の日			
6 11月	7	8	9	10	11	12	
	11/6 議員説明（議員懇談会）						
13	14	15	16	17	18	19	
11/ 原口ファシリテーター打合せ		広報いわた11月号（パブコメお知らせ）		4 課長会議			
20	21	22	23	24	25	26	
	一般質問通告期限		23 勤労感謝の日				
27	28	29	30	1	2	3	
		質疑通告期限		1 本会議	12/2 パブリックコメント初日説明会		
4 12月	5	6	7	8	9	10	
本会議	本会議	本会議	委員会	委員会			
パブリックコメント（30日間）							
11 委員会	12	13	14	15	16	17	
パブリックコメント（30日間）							
18	19	20	21	22	23	24	
12/19 地域活動情報交換会（市民ファシリテーター養成）		パブリックコメント（30日間）					
25	26	27	28	29	30	31	
パブリックコメント（30日間）							
1 元日	2	3	4	5	6	7	
1月					R5中学生以上全住民アンケート報告会		
8 成人の日	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
1/ 原口ファシリテーター打合せ		1/ 委員長打合せ（説明会報告、パブコメ報告、素案報告）					
22	23	24	25	26	27	28	
				1/26 第12回策定検討委員会開催（パブリックコメント後素案検討）			
29	30	31	1	2	3	4	
5 2月	6	7	8	9	10	11	
		議会運営委員会		議員懇談会		11 建国記念の日	
12	13	14	15	16	17	18	
	一般質問通告期限		本会議	本会議			
19	20	21	22	23	24	25	
		質疑通告期限		23 天皇誕生日			
26	27	28	29	1	2	3	
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議			
		2/28 地域活動情報交換会（市民ファシリテーター養成）					
4 3月	5	6	7	8	9	10	
委員会	委員会	委員会		4 課長会議			
3/ 委員長打合せ（委員WS報告・最終打合せ）		3/ 原口ファシリテーター打合せ					
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
		春分の日	議会運営委員会	本会議			
				第11回庁内検討会開催（最終案）※全庁通知			
25	26	27	28	29	30	31	
3/27 第13回策定検討委員会開催（議会上程案）※合意形成 条例案を市へ提出（市長公室）							

令和6年度4月例規案提出期限

令和6年度5月例規審査委員会

令和6年度6月定例会上程